平成二十八年十二月十六日第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七徳島県告示第七百七十号)

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

の三十一第二号政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条	び二七一番二三好市三野町清水字島二六七番、二七一番一及
の三十一第二号の三第三号イ及び省令第十二条	美馬市美馬町字境目三九番一〇の一部
の三十一第一号の三第三号イ及び省令第十二条	一八〇番から一八二番まで番三、一七四番四、一七六番、一七九番二及び同 宮川内字古田一七三番三、一七四
の三十一第一号の三第三号イ及び省令第十二条の	一番地先及び一四二番地先阿波市土成町高尾字林坊一四〇番一地先、一四
の三十一第一号政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条	阿南市那賀川町今津浦網干二四番八の一部
の三十一第一号の三第三号イ及び省令第十二条	同字川向西ノ越四三番
の三十一第一号の三第三号イ及び省令第十二条の	番 二一番及び二五
の三十一第一号政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条	一四番及び一五番鳴門市大津町徳長字川向中ノ越七番、一二番、
いう。)第十二条の三十一第二号 い下「省令」という。)第十三条の二第三号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」と廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(徳島市国府町西矢野字山田五九三番一
埋立地の区分	指定区域